

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため昭和56年度を初年度とする交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画を作成する。

(イ) 信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため、引き続き全国の主要都市に交通管制センターを設置するとともに、既設の交通管制センターについても管制エリアの拡大、交通管制システムの高度化、隣接する交通管制センターとの連結等によりその整備拡充を行い、全国的な交通管制センター網の整備を図る。

(ウ) 道路の幅員、交通量等を勘案して、交通事故が

発生する危険性が高い場所に信号機を設置する。既設の信号機については、交通状況の変化に対応できるよう、必要な改良、系統化等の機能の高度化を図る。また、必要のある箇所には、バス感知式信号機等を整備する。

(ウ) 歩行者の安全を図るため、市街地その他歩行者の多い地域を中心として歩行者用の道路を網的に確保することに配慮しつつ、歩道、自転車歩行者道、歩行者専用道路等を重点的に整備する。この場合、地区住民が日常利用する道路について、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、通過交通を抑制する歩行者優先の「コミュニティ道路」の整備を図る。また、これらの措置のほかに、歩行者用道路、車両の進入禁止、路側帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識及び道路標示を整備する。更に、歩行者の横断の安全を確保するため、押しボタン式信号機、歩行者用燈器等の整備及び横断歩道等の拡充を図るとともに、通学路を中心として立体横断施設の整備を図る。この場合、都市部等の地下横断歩道

等を含め、利用者の利便について配慮する。

(エ) 通勤、通学、買物等日常生活に利用される自転車交通の安全を確保するため、自転車の利用状況を勘案して、良好な自転車交通網を形成することに配慮しつつ、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路等を整備するとともに、普通自転車歩道通行可、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識及び道路標示を整備する。

また、自転車駐車の需要が多く、路上への放置自転車が交通の安全を阻害している箇所を中心に、自転車駐車場の整備を図る。

(オ) 上記のほか、道路の構造、交通の状況等により、交通の安全を確保するため必要な箇所には、防護さく、道路照明、道路標識、道路情報提供装置、道路標示、区画線等必要な安全施設等を整備する。特に、道路標識、道路標示、区画線等の視認性を向上させるとともに、時間別、車種別等の交通規制の実効を図るために、大型固定標識、大型可変標識及び路側可変標識の設置を推進する。

更に、異常気象時の道路状況に関する情報等を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置の整備を図るとともに、道路交通の広域化に対応した安全かつ円滑な道路交通を確保するための案内標識の体系的な整備を推進する。

また、道路の構造等に応じて中央帯を設置し、交通島の設置、導流帯の整備等の交差点の改良を行うとともに、視距の改良を実施するほか、バス路線における車両停車帯の設置及び山間部等における防護さくの整備と併せた路肩の改良を実施する。

- (カ) 交通安全施設等の整備に当たっては、児童及び幼児の通行の安全を確保するため、特に通学通園路について十分配慮するとともに、身体障害者の通行の安全を確保するため、視覚障害者用信号機の整備、歩道段差切下げ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を実施するほか、地域の状況に応じ斜路式立体横断施設の整備を行う。
- (キ) 長大トンネル等における事故の防止を図るため、最高速度の指定、進路変更禁止、追越し禁止等の

交通規制の強化に伴う道路標識及び道路標示を整備する。また、事故に伴う被害の拡大防止、交通の混乱防止等を図るため、必要のある箇所に信号機等を設置する。

イ 道路の改築による歩道等の整備

交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画による事業のほか、既存の道路における歩道の設置を伴う拡幅、既存の道路に歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設等交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。

ウ 道路の新改築に伴う交通安全施設の整備等

(ア) 都市部における道路交通の効果的分散を図るとともに、道路交通の著しい混雑、交通事故の多発等の解消を図るため、バイパス及び環状道路の整備を推進する。

(イ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、歩行者及び自転車利用者の多い地域等においては、歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道、自転車道、自転車歩行者道、歩

行者専用道路、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の設置を積極的に行うとともに、立体横断施設、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護さく、道路標識等の整備を図る。

- (イ) 歩行者用の道路網の一環として、特に歩行者等の多い商店街等においては、車両の通行を禁止又は制限したショッピング・モール（買物遊歩道）の設置を推進する。
- (エ) 幹線道路に囲まれた居住地域内においては、通過交通を幹線道路に転換させ、生活環境を保全するため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、区画道路のクルドサック（袋小路）化、歩道設置等の局部改良を総合的に実施するほか、その他の必要な交通安全施設の整備を図る。
- (オ) 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、歩行者専用道路、交通広場等の総合的な整備を推進する。

- (カ) 鉄道駅周辺等で自転車の大量放置の見られる箇所について、主として通勤・通学目的に利用される自転車駐車場の整備を促進する。
- (キ) 山間部等の道路の交通危険箇所には、落石、なだれ等による事故を防ぐため、落石防止さく等の施設を整備する。
- (ク) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、交通の安全と円滑を確保するための必要な施設を整備するとともに、その他の自動車道についても、事業者に対し、必要な施設の整備について指導を行う。
- 特に、トンネルにおける事故を防止するとともに、事故が発生した場合の被害の拡大の防止を図るため、必要な安全施設等の整備を推進する。

(2) 効果的な交通規制の推進

ア 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、道路網全体の中でのそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造等に応じて、効果的な交

通規制を行う。

特に、スクール・ゾーン、住宅地域、商店街等について、歩行者及び自転車利用者の安全の確保に最重点を置いた生活ゾーン対策としての交通規制の徹底を図る。

イ 都市の実情に応じて、交通流の最適化、道路利用の合理的配分及び自動車交通量の抑制を目指した都市総合交通規制を次により推進する。

(ア) 主として通過交通に利用すべき道路については、駐停車禁止、車両横断・転回禁止、指定方向外進行禁止等の交通規制を、地域交通に供すべき道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等の組合せ規制を、また、歩行者及び自転車利用者の通行の用に供すべき道路については、歩行者用道路、車両通行止め及び路側帯の設置等の交通規制を強化する。

(イ) 都心部等における駐停車禁止等の交通規制を強化するとともに、幹線道路等における路線バス、路面電車等の安全・優先通行を確保するための交通規制を推進する。

- ウ 都市間を結ぶ幹線道路については、その幹線機能に配意し、適切な最高速度の指定を行うとともに、駐停車禁止、車両横断・転回禁止、指定方向外進行禁止等の交通規制を推進する。
- エ 交通事故の多発するおそれが高い地域、路線等においては、最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制を有効に組み合わせて実施する。
- オ 上記の措置のほか、道路の構造を保全し、及び交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険と認められる場合の交通規制及び道路との関係において必要とされる車両の幅、重量等の最高限度を超えるものの通行制限に対する違反の防止のための措置について、必要な体制の強化拡充を図り、迅速かつ適切に対処する。
- カ 高速道路については、一般道路と異なる特殊性を有することにかんがみ、今後の高速道路の整備に伴って、これに最もふさわしい交通規制を行うための体制を整えるよう努めるとともに、可変標識による交通規制等高速道路の交通状況に応じた交通規制を

推進する。

なお、交通規制の実施に当たっては、関連する一般道路の交通状況をも勘案して行うこととする。

(3) その他の道路交通環境の整備

ア 路上駐車の適正化等

道路交通の危険を防止し、併せて都市における自動車交通量の抑制に資するため、都市の交通の実情に応じ、駐車禁止場所を拡大し、駐車時間制限規制を実施するなど効果的な駐車規制を推進するとともに、違法駐車車両の指導取締り体制の整備を図る。

また、これらの措置に併せて、道路交通の安全と円滑化を図るため、都市の実情に応じ、路上駐車場の整備を推進するとともに、都市ごとの交通計画、土地利用計画等を勘案し、計画的な路外駐車場等の整備を促進する。

イ 道路使用の適正化

(ア) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ

円滑な道路交通を確保するため、極力抑制する方針の下に適正な許可を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化について指導監督を強化する。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓もう活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、これらの工事が計画的に行われるよう合理的な調整を図ることにより、反復した掘り返しによる道路の構造又は交通に対する支障の防止に努める。

また、都市部においては、長期的な計画の下に、共同溝の建設を推進する。

ウ 自転車駐車対策の推進

(ア) 自転車駐車の需要の多い地域を中心に自転車駐車場の整備を促進するとともに、自転車駐車場整備センター、日本自転車普及協会等による民営自転車駐車場事業の育成を図る。

- (イ) 自転車駐車場の整備とあいまって、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図る。
- (ウ) 駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、道路に駐車中の自転車の整理、相当の期間にわたり放置された自転車の撤去等に努める。
- (エ) 自転車利用者に対し、その社会的責任の自覚を求めるため、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を行う。

エ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による事故の防止、市街地における住み良い環境づくり等に資するため、昭和56年度を初年度とする第3次都市公園等整備五箇年計画により、児童公園、近隣公園、運動公園等の整備を推進する。また、都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路となる緑道の整備を促進する。

更に、これらを補完するものとして、繁華街、小

住宅密集地域、小工場集合地域、交通のふくそうする地域等を中心として主に幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童遊園を整備するとともに、市街地における公立小学校の校庭、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図り、付近に適当な遊び場が確保できない場合は、車両通行止め等の交通規制による遊戯道路の設置に努める。

オ 危険物の輸送に関するその他の交通環境の整備等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。また、特に、油類にあっては、パイプラインを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

カ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両通行止め、一方通行等の交通規制を行うとともに、う回指示、道路交通情報の提供等の措置を行うこととし、これらを迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。